

※単身での申込みはできません

令和7年度 第2回 別枠市営住宅等入居者募集

(高齢者世帯枠／障害者世帯枠／子育て世帯枠／母子・父子世帯枠／犯罪被害者等支援の必要な世帯等枠)

● 別枠 市営住宅 入居者募集要項 ●

1. 申込受付期間 令和7年9月12日(金) ～ 令和7年9月26日(金)

※窓口提出… 申込受付期間の平日8:30～17:15のみ受付
※郵送提出… 令和7年9月26日(金)の消印有効
※電子申請… 申込受付期間の平日8:30～17:15のみ受付
窓口での混雑が予想されるため、郵送提出又は電子申請での
手続きを推奨します。

2. 申込書提出先 〒 830-8520 久留米市城南町15番地3
久留米市都市建設部市営住宅課 (本庁舎13階)

3. 応募方法 以下の2つの方法のいずれかで申込みをしてください。
① 入居申込案内に綴じている【市営住宅等入居申込書】に
必要事項を記入のうえ、市営住宅課又は各総合支所環境建設課へ
提出してください。
(各市民センターでの受付はしていません。)

② 久留米市のホームページから電子申請(インターネット利用)で申
込みをしてください。
※入力は 令和7年9月12日(金) 8時30分 ～
令和7年9月26日(金) 17時15分 のみできます。

4. 注意事項 ※ 裏面の募集住宅一覧から希望住宅番号を1つ記入して下さい。
(複数申込まれた場合は、いずれも無効といたします。)

※ 【市営住宅入居者募集】との重複申込みは可能です。
ただし、抽選を【別枠 市営住宅等入居者募集】【市営住宅入居者
募集】の順に行い、【別枠 市営住宅等入居者募集】に当選された
場合は、それ以外の申込みは無効といたします。

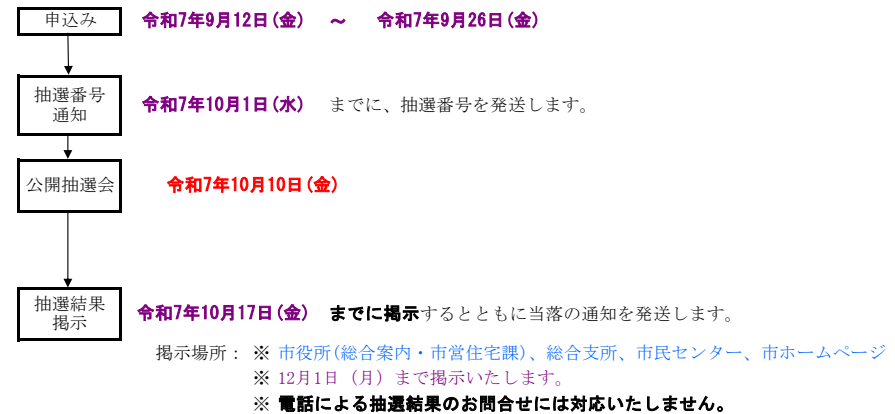
※ 申込期間中の入居申込書の変更は、市営住宅課窓口での
自筆修正のみ受け付けます。
(申込受付期間終了後の希望住宅の変更はできません。)

※ 当選後に入居を辞退された方、または辞退の取扱いとなった方
は、次回、次々回の定期募集の申込みはできません。

※ 9月19日(金) 受付分までの中間倍率を 9月24日(水) 13:00から
公表します。
掲示場所: 本庁舎13階市営住宅課、市ホームページ

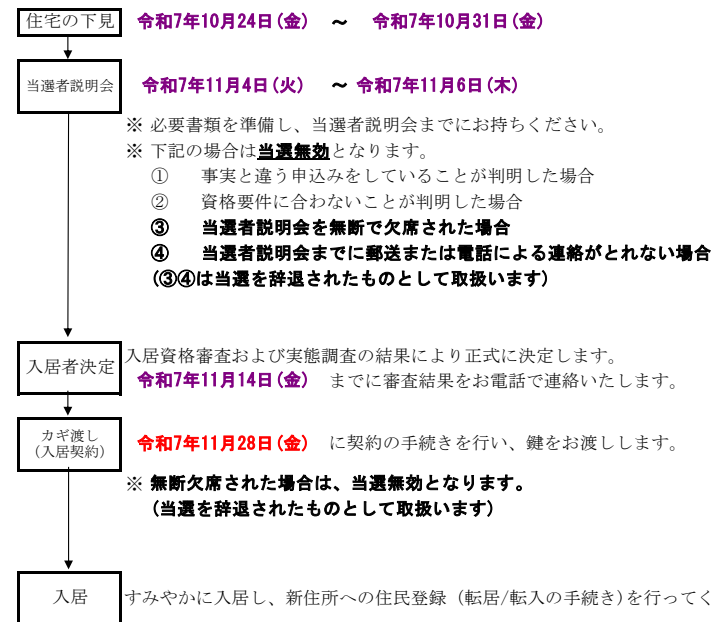
久留米市 都市建設部 市営住宅課
〒830-8520 久留米市城南町15番地3
電話0942-30-9086/FAX0942-30-9743

◆ 申込みから当選/落選の結果まで ◆



◆ 当選から入居まで ◆

当選者には抽選会後、下見・当選者説明会に関する書類をお送りします。



★補欠当選の方★

令和7年12月1日(月) までに各募集住宅において失格者または辞退者がいた場合のみ、繰上当選とします。繰上当選となった場合には、別途通知をお送りいたします。

※単身での申込みはできません

○● 別枠市営住宅等 募集住宅一覧 ○●

【同居親族とは】 ・配偶者（住民票の続柄が「未届の夫」または「未届の妻」の方及び福岡県パートナーシップ宣誓書受領証カードの交付を受けている方も含む）
・婚約者（ただし入居許可日には入籍の状態にあること）
・6親等以内の血族または3親等以内の姻族
※戸籍上離婚していない夫婦の一方とその子等の世帯（別居状態）は原則認めません。
ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に該当する世帯は除きます。

【注意事項】 ※1 間取りの「**注**」は、住宅によって広さが異なります。
※2 家賃は、入居者の世帯収入等にもとづいて毎年度算定します。
家賃の他に、階段灯の電気代等の共益費や自治会費等が必要です。
備考1欄に「浄化槽」と記載している住宅は、清掃費（汚泥処理費用等）の負担があります。
※3 駐車場は原則、住宅1戸につき1区画契約可能です。契約には**別途条件**があります。

高齢者世帯枠

- 別紙の【共通 申込み資格】も該当する必要があります。
 - 上記の同居親族と同居予定で、**満60歳以上の方と下記の条件の方のみ**で構成される世帯の方
 - ・配偶者（住民票の続柄が「未届の夫」若しくは「未届の妻」の方または福岡県パートナーシップ宣誓書受領証カードの交付を受けている方も含む）
 - ・婚約者（ただし入居許可日には入籍の状態にあること）
 - ・満60歳以上の方、または18歳未満の子ども
 - ・身体障害者手帳1～4級を所持している身体障害者
 - ・精神障害者保健福祉手帳を所持している障害度合い2級以上の精神障害者
 - ・療育手帳を所持している障害程度が最重度～中度程度の知的障害者
- 【注意】：高齢者世帯向けに特別に整備した住宅ではありません。（間取りや設備は世帯向け募集の市営住宅と同じです）

住宅番号	住宅名 棟・号	階	建設年度	構造	エレベーター	間取り ※1	面積 (㎡)	家賃(円) ※2		区分	浴室設備	シャワー	市営駐車場 ※3	所在地	備考1	備考2
								最低額	最高額					小学校区		
あ	松院寺住宅2棟22号	1階	S53	5階建	×	4.5/4.5/6/DK 3DK	51.1	16,500	32,500	公営	給湯器	○	×	津福本町1667-2 津福小		
い	長門石東団地2棟203号	2階	S59	5階建	×	6/6/DK 2DK	53	18,000	35,300	公営	風呂釜	○	×	長門石一丁目4番 長門石小		

障害者世帯枠

- 別紙の【共通 申込み資格】も該当する必要があります。
 - 左記の同居親族と同居予定で、次のいずれかに該当する方がいる世帯の方
 - ・身体障害者手帳1～4級を所持している身体障害者
 - ・精神障害者保健福祉手帳を所持している障害度合い2級以上の精神障害者
 - ・療育手帳を所持している障害程度が最重度～中度程度の知的障害者
- 【注意】：障害者世帯向けに特別に整備した住宅ではありません。（間取りや設備は世帯向け募集の市営住宅と同じです）

住宅番号	住宅名 棟・号	階	建設年度	構造	エレベーター	間取り ※1	面積 (㎡)	家賃(円) ※2		区分	浴室設備	シャワー	市営駐車場 ※3	所在地	備考1	備考2
								最低額	最高額					小学校区		
う	暁住宅1棟301号	3階	H8	8階建	○	6/洋/洋/LDK 3LDK	71.7	28,000	36,900	改良	給湯器	○	○ 3,000	南一丁目7番 南小		
え	部京住宅1棟304号	3階	H23	5階建	○	6/洋/DK 2DK	48.9	20,300	39,900	公営	給湯器	○	○ 3,000	国分町287番地1 東国分小		

子育て世帯枠

- 別紙の【共通 申込み資格】も該当する必要があります。
- 前頁の同居親族と同居予定で、18歳未満の子ども(胎児含まない)を2人以上含む世帯の方

【注意】:子育て世帯向けに特別に整備した住宅ではありません。(間取りや設備は世帯向け募集の市営住宅と同じです)

住宅 番号	住宅名 棟・号	階	建設 年度	構造	エレ ベ ー タ	間取り ※1	面積 (㎡)	家賃(円) ※2		区分	浴室 設備	シャ ワー	市営 駐車場 ※3	所在地	備考1	備考2
								最低額	最高額					小学校区		
お	東合川団地6棟24号	2階	S55	5階建	×	6/6/6/DK 3DK	64.1	20,800	40,900	公営	風呂釜	○	×	東合川新町2番 合川小		
か	大善寺団地6棟205号	2階	H5	5階建	×	6/6/6/DK 3DK	61.1	23,500	46,200	公営	給湯器	○	○ 3,000	大善寺南2丁目10番 大善寺小	台所・浴室のみ給湯	

母子・父子世帯枠

- 別紙の【共通 申込み資格】も該当する必要があります。
- 配偶者のいない方で、**その方が現に扶養している18歳未満の子どものみ**で構成される世帯の方
※配偶者とは、婚姻の届けをしていないが、事実上婚姻関係と同様の関係にあると認められる方を含みます。

【注意】：母子・父子世帯向けに特別に整備した住宅ではありません。（間取りや設備は世帯向け募集の市営住宅と同じです）

住宅 番号	住宅名 棟・号	階	建設 年度	構造	エレ ベ ー タ	間取り ※1	面積 (㎡)	家賃(円) ※2		区分	浴室 設備	シャ ワー	市営 駐車場 ※3	所在地	備考1	備考2
								最低額	最高額					小学校区		
き	北牟田山団地12棟106号	1階	H1	5階建	×	4.5/6/6/DK 3DK	58.5	21,300	41,900	公営	風呂釜	○	×	南二丁目29番 南小		
く	内茂手団地2棟28号	2階	S52	3階建	×	4.5/4.5/6/DK 3DK	51.1	16,000	31,400	公営	給湯器	○	×	城島町城島542番地9 城島小		

犯罪被害者等支援の必要な世帯等枠

- 別紙の【共通 申込み資格】も該当する必要があります。
- 以下の①～③いずれかを満たす方
 - ①市が指定する機関が実施する一時保護
 - ②市が指定する機関が実施する一時保護又は市が指定する機関による保護が終了してから5年を経過していない
 - ③市長が必要と認める場合

【注意】：犯罪被害者等支援の必要な世帯向けに特別に整備した住宅ではありません。（間取りや設備は世帯向け募集の市営住宅と同じです）

【注意】：犯罪被害者等支援を目的とした募集であるため、部屋の特定ができないよう配慮をしています。

【注意】：電話・ホームページからのメール等でのこの犯罪被害者等支援の必要な世帯等枠に関するお問い合わせは、お問い合わせを行う方が上記の要件を満たしていることと、本人であることの確認ができないことから、回答いたしません。

【注意】:この枠に関する詳しいお問い合わせは、免許証等の本人確認ができる公的証明書と上記の要件である①又は②であることを示す一時保護等の証明書を持参のうえ、窓口にご来庁ください。

住宅 番号	住宅名 棟・号	階	建設 年度	構造	エレ ベ ー タ	間取り ※1	面積 (㎡)	家賃(円) ※2		区分	浴室 設備	シャ ワ ー	市営 駐 車 場 ※3	所在地	備考1	備考2
								最低額	最高額					小学校区		
【非公開】 件数および住宅名等については、要件を満たしていることと本人であることが確認できた場合に開示します。																

別枠 市営住宅入居者募集

- 共通 申込み資格 ● （入居者資格は **令和7年9月26日(金)** を基準日として審査します。）

入居の申し込みができるのは、次の **(1)～(9)の資格をすべて備えた方**で、かつ別枠募集住宅一覧に個別に記入している**各別枠募集の資格に該当する方**です。

- (1) 現在、住宅に困っている方（原則として持ち家のないこと）
- (2) 申込者が久留米市内に居住しているか、または勤務先が市内である方
- (3) 入居しようとする方全員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でない方
- (4) 日本国籍の方、または下記のいずれかに該当する外国人の方
 - ・「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）第22条第2項（第22条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により永住許可を受けた方
 - ・「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）第3条、第4条および第5条に定める特別永住者として許可を受けた方
 - ・1年以上の在留期間が決定されている中長期在留者の方
- (5) 成年の方
- (6) 公営住宅は、申込者および同居者の月収額の合計が158,000円以下（裁量階層に該当する場合は214,000円以下）の方
改良住宅は、申込者および同居者の月収額の合計が114,000円以下（裁量階層に該当する場合は139,000円以下）の方

※「裁量階層世帯」とは、次のいずれかに該当する世帯

 1. 入居者が60歳以上であり、かつ、同居者のいずれかが60歳以上または18歳未満の方で構成される世帯
 2. 身体障害者（身体障害者手帳1～4級程度）の方がいる世帯
 3. 精神障害者で、障害が精神障害者保健福祉手帳1級～2級程度の方がいる世帯
 4. 知的障害者で、障害が療育手帳重度、中度又は軽度B1程度以上の方がいる世帯
 5. 戦傷病者手帳の交付を受けている方（恩給表別表の特別項症～6項症および第1款症）がいる世帯
 6. 被爆者健康手帳の交付を受けている方で、かつ被爆の影響で医療の給付を受けていることを厚生労働大臣から認定された方がいる世帯
 7. 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した人）で引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる世帯
 8. ハンセン病療養所入所者等がいる世帯
 9. 子育て世帯（小学校就学前の子どもがいる世帯）
- (7) 過去において市営住宅等に入居していた方については、不正な使用（無断退去・家賃滞納等）などをしたことがない方
- (8) 原則、次の条件を満たす緊急時の連絡先を確保できる方
 - ア.親族であること。
 - イ.久留米市内に居住していること。
 - ウ.個人の場合、成年であること。
- (9) 入居する世帯全員が、入居する住宅における共同生活を円満に営むことができる方